

生活困窮者自立支援に関する事業の開始について

1 背景

生活困窮者自立支援法が、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27年4月1日から施行されます。

福祉事務所設置団体には、必須事業である自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給のほか、関係事業の実施が求められています。

2 実施事業

(1) 必須事業

ア 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、生活困窮者が抱える課題の評価・分析、自立に向けたプランの作成、生活全般にわたる包括的な支援を行うための関係機関との連絡調整等の支援を行います。

イ 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給します。

(2) 任意事業

ア 就労準備支援事業

直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、生活自立、社会自立段階からの訓練等を実施します。

イ 家計相談支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計収支等に関する課題の評価・分析、プランの作成、家計表の作成等を通じた家計管理支援、必要な場合の貸付のあっせん等の支援を行います。

ウ 学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行います。

エ その他の事業

アからウまでの事業のほか、ハローワークとの一体的な支援、民生委

員や自治会等によるインフォーマルな支援など生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行います。

3 相談体制

(1) 相談窓口の設置

平成27年4月1日から事務を分掌する援護課が、暫定的に旧津市社会福祉センターへ配置されていることなどを踏まえ、相談窓口は、同センター1階に設置します。

(2) 支援員の配置

複合的な課題を抱える困窮者の相談に幅広く対応するため、専門的な知識や経験を有する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、情報とサービスの拠点として包括的な相談支援を行います。

○生活困窮者自立支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持

たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

- 6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第三条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第二号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2・3 略

（生活困窮者自立相談支援事業）

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間

その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者就労準備支援事業
- 二 生活困窮者一時生活支援事業
- 三 生活困窮者家計相談支援事業
- 四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

(市等の支弁)

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(国の負担及び補助)

第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 三・四 略

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるも

のを補助することができる。

- 一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内
- 二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内